

リチウムイオン電池等の 回収方法を変更します

(令和7年11月1日から)

1

回収場所を増設します

11月から地域のコミュニティセンター
でも回収を行います。



2

回収対象の品目を 拡大します

充電式の電池本体だけでなく、電池の取り外
しができない小型家電も回収対象として拡大
します



ごみ集積所等では
回収していません！

ごみとして出すと、ごみ収集車やごみ処理場
の火災の原因となり、大変危険です。
絶対に、ごみとしては出さないでください！



龍ヶ崎市役所 生活環境課

(詳しくは裏面へ)

1 回収場所

- ・龍ヶ崎市役所 本庁舎 4階 生活環境課
- ・龍ヶ崎市役所 西部出張所
- ・龍ヶ崎市役所 東部出張所
- ・**各地区コミュニティセンター（13施設）**

New !

2 回収できるもの

リチウムイオン電池など、充電して繰り返し使用することができる電池および充電式電池を使用した小型家電製品

- ※ 1辺あたり20cmを超えるものは、生活環境課でのみ回収します。
- ※ 鉛蓄電池（Pb）、ポータブル電源などは回収しません。

お持ちいただくときの注意点

1. 電池部分が取り外せるものは、取り外してから電池のみお持ちください。
取り外しができない物は、製品のままお持ちください。
2. 電池残量を空にしてからお持ちください。
(電池残量が不明な場合はそのまま結構です)
3. 回収場所に設置してあるテープ等で電極部分を絶縁してください。
4. 職員に手渡してください。

3 主なりチウムイオン電池等の例



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

詳細は市公式HPをご確認ください →

